

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

○管理美容師及び管理美容師資格認定講習会の指定	(食と暮らしの安全推進課)	一
○指定管理者の変更の届出	(子育て支援課)	二
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	二
○県営土地改良事業の工事了り	(農村振興課)	二
○保安林の指定の予定	(森林整備課)	二
○保安林の指定実施要件の変更の予定	(同)	三
○保安施設地区の指定の予定	(同)	三
○公有水面埋立ての免許出願	(水産業基盤整備課)	三
○道路の区域変更	(道路課)	四
○道路の供用開始	(同)	四
○公有水面埋立ての免許出願	(港湾課)	五
○都市計画の変更	(都市計画課)	五
○宮城県上沼高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託(三件)	(教育庁高校教育課)	六
○宮城県小牛田農林高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託(二件)	(同)	六
○土地改良区役員の就任及び退任の届出	(大河原地方振興事務所)	七
○土地改良区の定款変更の認可	(北部地方振興事務所)	八
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(二)		

ページ

件)

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定

選挙管理委員会

○政治団体の届出

○政治団体の届出事項の異動届

○政治団体の解散届

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十一年分)

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十二年分)

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十三年分)

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十四年分)

○資金管理団体の届出事項の異動届

○資金管理団体の届出取消しの届出

(情報システム課)
(震災廃棄物対策課)

八

八

九

一

一

一

一

一

一

一

一

告 示

○宮城県告示第四百三十六号

理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第十一条の四第二項の規定による管理美容師資格認定講習会及び美容師法(昭和三十三年法律第六十三号)第十二条の三第二項の規定による管理美容師資格認定講習会として、次のとおり指定した。

平成二十五年五月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 講習会の主催者の名称及び所在地

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

東京都江東区有明三丁目七番二十六号

二 講習会の日程及び会場

1 管理美容師資格認定講習会

(一) 日程

平成二十五年十一月十一日(月)、同月十八日(月)及び同月二十五日(月)

(二) 会場

仙台市青葉区国分町三丁目三番七号

東京エレクトロンホール宮城
2 管理美容師資格認定講習会

(一) 日程

平成二十五年十一月十一日(月)、同月十八日(月)及び同月二十五日(月)

(二) 会場

仙台市青葉区国分町三丁目三番七号
東京エレクトロンホール宮城

三 受講料

一人につき一万八千円

○宮城県告示第四百三十七号

公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成十六年宮城県条例第四十三号)第七条の規定により、指定管理者から次のとおり変更の届出があった。

平成二十五年五月十七日

一 公の施設の名称

宮城県母子福祉センター

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 変更事項

指定管理者の名称

変更後	公益財団法人宮城県母子福祉連合会
変更前	財団法人宮城県母子福祉連合会

三 変更年月日

平成二十五年四月一日

○宮城県告示第四百三十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十五年五月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四二一〇〇二一八	岩沼市障害者地域活動支援センターや岩沼市里の杜三丁目五―二十二	短期入所	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	平成二十五年五月一日

○宮城県告示第四百三十九号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十五年五月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	事業の名称	工事完了年月日
村田	特定農業用管水路特別対策事業	平成二十五年三月一日

○宮城県告示第四百四十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十五年五月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

大崎市岩出山下一栗字片岸浦一〇七・一一五の一・一三三(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)、一一七、一二二の二、一二二、一二三、一三五、一四三から一四六まで、一四九の二、一六〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字片岸浦一一五の一(次の図に示す部分に限る。)、一二二の二、一三五

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十五年五月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所
栗原市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源の涵養

三 変更後の指定施設要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種を定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十四条において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安施設地区の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十五年五月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱一八号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱一八号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

東松島市浅井字石田五九から六三まで、字大手一七三、一七四の一、字高田二、四

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施設要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

四 指定の有効期間

七年

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び東松島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百四十三号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、次のとおり免許出願があった。

なお、同法第三条第一項に規定する出願及び関係図書の縦覧は、宮城県農林水産部水産業基盤整備課及び宮城県東部地方振興事務所水産漁港部で行う。

平成二十五年五月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 出願年月日

平成二十五年五月九日

二 出願人の名称

宮城県

三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

(一) 位置

第二種福貴浦漁港区域内

石巻市福貴浦字土手三十二番一および、字福貴屋敷六十一番一ならびに六十五番に隣接する

公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線および①の地点と⑧の地点とを結んだ線により囲まれた

区域。

①の地点 石巻市福貴浦字土手三十二番一地内に設置された基点A北緯(三八度二分〇六秒〇七)、東経(一四一度二六分四一秒五〇) から一度一七分〇三秒六五・一五メートルの地点

トルの地点

②の地点 ①の地点から 〇度三七分四九秒 一四〇・一一メートルの地点

③の地点 ②の地点から 六〇度一分五〇秒 一一・一九メートルの地点

④の地点 ③の地点から 一八〇度三九分三一秒 一四一・一六メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から 二七〇度三九分三一秒 〇・四五メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から 一八〇度三九分三一秒 一・〇〇メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から 九〇度三九分三一秒 〇・四五メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から 一八〇度三九分三一秒 三・六一メートルの地点

(三) 面積

一、三三四・六二平方メートル

2 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

第二種福貴浦漁港区域内

石巻市福貴浦字土手三十二番一、字福貴屋敷六十一番一および六十五番地内ならびに同地先に隣接する公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線および③の地点と④の地点とを結んだ線により囲まれた区域。

①の地点 石巻市福貴浦字土手三十二番一地内に設置された基点A北緯(三八度二分〇六秒〇七)、東経(一四一度二六分四一秒五〇) から三五七度二七分〇九秒四五・二

二メートルの地点

㊸の地点 ㊸の地点から 〇度三七分四九秒 一六一・九六メートルの地点

㊹の地点 ㊹の地点から 五九度一六分四二秒 七四・一六メートルの地点

㊺の地点 ㊺の地点から 一八〇度三九分三一秒 二〇〇・五八メートルの地点

(三) 面積

一一、四七〇・九一平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

五 縦覧期間

平成二十五年五月十七日から平成二十五年六月六日まで

○宮城県告示第四百四十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十五年五月十七日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線 名 神取河北線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員(メートル)	敷地の延長(メートル)	備考
石巻市小船越字下谷地二八番二地先から 同市小船越字二子南中四二番四地先まで		前A	後A	五・〇	一六〇・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
後B	前B	五・〇	二〇〇・〇			

○宮城県告示第四百四十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十五年五月十七日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部

土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	神取河北線	石巻市小船越字下谷地二八番二地先から同市小船越字二子南中四二番四地先まで	平成二十五年五月十七日

○宮城県告示第四百四十六号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、次のとおり免許出願があった。

なお、同法第三条第一項に規定する出願書及び関係図書の縦覧は、宮城県土木部港湾課及び宮城県石巻港湾事務所で行う。

平成二十五年五月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 出願年月日

平成二十五年五月一日

二 出願人の名称

女川町

三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

(一) 位置

宮城県牡鹿郡女川町石浜字高森一五四番、一五五番六、一四七番、石浜字崎山一一一番二、一一一番一に接する地先公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線並びに(イ)の地点と(ハ)の地点を結ぶ平成十一年十一月十五日付け宮城県(港)指令第四号及び第五号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線及び平成二十四年の秋分の満潮位(D・L・プラス一・五〇メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

(イ)の地点 宮城県牡鹿郡女川町石浜字高森一五四番地内に設置した基点(北緯三八度二六分四〇秒、東経一四一度二七分二七秒)から一二度五八分三三秒一九・九九メートルの地点

(ロ)の地点 (イ)の地点から 八一度四四分三五秒 二六二・一一メートルの地点
(ハ)の地点 (ロ)の地点から 三三二度四三分四四秒 一・一三メートルの地点

(三) 面積

三八、七三七・七八平方メートル

2 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

宮城県牡鹿郡女川町石浜字高森一五四番、一五五番三、一五五番四、一五五番五、一五五番六、一四七番、一四九番一、一四九番三、一五一番、二五番一、石浜字崎山一一一番二、一一一番一、一一一番六地内及び宮城県牡鹿郡女川町石浜字高森一五四番、一五五番六、一四七番、石浜字崎山一一一番一、一一一番一に接する地先公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び(A)の地点と(H)の地点を結んだ線により囲まれた区域

(A)の地点 宮城県牡鹿郡女川町石浜字高森一五四番地内に設置した基点(北緯三八度二六分四〇秒、東経一四一度二七分二七秒)から二〇一度二五分四四秒四七・六一メートルの地点
ルの地点

- (B)の地点 (A)の地点から 八一度四四分三五秒 三二〇・〇一メートルの地点
- (C)の地点 (B)の地点から 三五一度四四分三五秒 五二・五七メートルの地点
- (D)の地点 (C)の地点から 三三二度三〇分三六秒 一三四・八四メートルの地点
- (E)の地点 (D)の地点から 四三度三二分二七秒 一一九・六二メートルの地点
- (F)の地点 (E)の地点から 三三九度二六分一二秒 三三三・四九メートルの地点
- (G)の地点 (F)の地点から 二四七度三七分一八秒 一六二・七三メートルの地点
- (H)の地点 (G)の地点から 二六四度五五分一九秒 一八三・四九メートルの地点

(三) 面積

七四、六八一・一一平方メートル

四 埋立地の用途

埠頭用地、道路用地、排水施設用地、食料品製造業用地及び緑地

平成二十五年五月十七日から平成二十五年六月六日まで

五 縦覧期間

○宮城県告示第四百四十七号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画に
ついでに関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十五年五月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画区域区分

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 市街化調整区域から市街化区域に変更する土地の区域

宮城郡利府町 利府字新中道、同字沖ノ在家、同字油田及び同字中道の全部並びに利府字新橋

橋、同字新谷地脇、同字新油田、同字八幡崎前、同字柏関、同字砂押、同字旧屋

敷、同字新大谷地、同字屋田前、同字揺橋、加瀬字新町頭、同字新南浦、同字新

河原、同字町頭、同字河原及び森郷字新川向の各一部

2 市街化区域から市街化調整区域に変更する土地の区域

なし

○宮城県告示第四百四十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県上沼高
等学校の農産物のみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十五年四
月一日次のとおり委託した。

平成二十五年五月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部

登米市迫町佐沼字中江三丁目九番地の一 みやぎ登米農業協同組合

二 委託期間

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百四十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県上沼高
等学校の農産物の株式会社宮城県食肉流通公社における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二
十五年四月一日次のとおり委託した。

平成二十五年五月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部

登米市迫町佐沼字中江三丁目九番地の一 みやぎ登米農業協同組合

二 委託期間

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百五十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県上沼高
等学校の農産物のなかだ農産物直売所における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十五年四
月一日次のとおり委託した。

平成二十五年五月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

登米市中田町石森字本町九十五番の一 なかだ農産物直売所管理運営組合

二 委託期間

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百五十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県小牛田
農林高等学校の農産物のみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十
五年四月一日次のとおり委託した。

平成二十五年五月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部

遠田郡美里町字素山町一番地 みどりの農業協同組合

二 委託期間

平成二十五年四月八日から平成二十六年三月十四日まで

○宮城県告示第四百五十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県小牛田
農林高等学校の農産物のみどりの農業協同組合ファーマーズマーケットにおける販売に係る物品売払
代金の徴収事務を平成二十五年四月一日次のとおり委託した。

平成二十五年五月十七日

一 委託の相手方
宮城県知事 村 井 嘉 浩

遠田郡美里町字素山町一番地
遠田郡美里町字素山町一番地
黒川郡大和町吉岡字北原四七二番地
みどりの農業協同組合
株式会社みどりのサービス
株式会社エコープ宮城

二 委託期間
平成二十五年四月十六日から平成二十六年三月十五日まで

○宮城県告示第四百五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、川崎町土地改良区
役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十五年五月十七日

宮城県大河原地方振興事務所

所 長 佐 野 好 昭

一 就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十五年五月一日	丹野 國義	柴田郡川崎町大字川内字河原前四十四番地三	理事
平成二十五年五月一日	太田 多吉	柴田郡川崎町大字支倉字山口四十番地一	理事
平成二十五年五月一日	佐 藤 憲	柴田郡川崎町大字前川字新町三十三番地	理事
平成二十五年五月一日	大宮 三男	柴田郡川崎町大字前川字中町三十七番地	理事
平成二十五年五月一日	相原 良二	柴田郡川崎町大字川内字溜水二百六十二番地四	理事
平成二十五年五月一日	佐 藤 一郎	柴田郡川崎町大字支倉字清水百七十九番地六	理事
平成二十五年五月一日	眞壁 茂信	柴田郡川崎町大字支倉字宿百三十一番地	理事
平成二十五年五月一日	佐 藤 勇夫	柴田郡川崎町大字支倉字雷山六番地	理事
平成二十五年五月一日	藤原 忠一	柴田郡川崎町大字川内字高欠一番地	理事
平成二十五年五月一日	丹野 正廣	柴田郡川崎町大字今宿字野上町四番地	理事

二 退任した者

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十五年五月一日	追木 三郎	柴田郡川崎町大字今宿字青根道上八番地十二	理事
平成二十五年五月一日	福島 幸一	柴田郡川崎町大字前川字鈎取山二番地二十	理事
平成二十五年五月一日	大宮 正春	柴田郡川崎町大字前川字槻木一番地	理事
平成二十五年五月一日	今田 勝春	柴田郡川崎町大字今宿字野上町三十二番地	監事
平成二十五年五月一日	佐 藤 浩	柴田郡川崎町大字支倉字宿百五十六番地	監事
平成二十五年五月一日	小山 満	柴田郡川崎町大字前川字山長三十四番地二十九	監事

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十五年四月三十日	丹野 國義	柴田郡川崎町大字川内字河原前四十四番地三	理事
平成二十五年四月三十日	大宮 雄幸	柴田郡川崎町大字前川字槻木百三十五番地	理事
平成二十五年四月三十日	太田 多吉	柴田郡川崎町大字支倉字山口四十番地一	理事
平成二十五年四月三十日	佐 藤 憲	柴田郡川崎町大字前川字新町三十三番地	理事
平成二十五年四月三十日	尾崎 榮一	柴田郡川崎町大字前川字中町四十九番地	理事
平成二十五年四月三十日	佐 藤 勝見	柴田郡川崎町大字川内字向原二百八十番地	理事
平成二十五年四月三十日	佐 藤 茂	柴田郡川崎町大字川内字上石丸九番地	理事
平成二十五年四月三十日	佐 藤 一郎	柴田郡川崎町大字支倉字清水百七十九番地六	理事
平成二十五年四月三十日	眞壁 茂信	柴田郡川崎町大字支倉字宿百三十一番地	理事
平成二十五年四月三十日	佐 藤 勇夫	柴田郡川崎町大字支倉字雷山六番地	理事
平成二十五年四月三十日	藤原 清一	柴田郡川崎町大字川内字太郎川十番地	理事
平成二十五年四月三十日	藤原 忠一	柴田郡川崎町大字川内字高欠一番地	理事

平成二十五年四月三十日	丹野 正廣	柴田郡川崎町大字今宿字野上町四番地	理事
平成二十五年四月三十日	追木 三郎	柴田郡川崎町大字今宿字青根道上八番地十二	理事
平成二十五年四月三十日	今田 勝春	柴田郡川崎町大字今宿字野上町三十二番地	監事
平成二十五年四月三十日	佐藤 浩	柴田郡川崎町大字支倉字宿百五十六番地	監事
平成二十五年四月三十日	高橋 義則	柴田郡川崎町大字川内字東原八十四番地二	監事
平成二十五年四月三十日	小山 満	柴田郡川崎町大字前川字山長三十四番地二十九	監事

○宮城県告示第四百五十四号

加美郡西部土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十五年五月八日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十五年五月十七日

宮城県北部地方振興事務所

所長 宮 崎 博 之

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十五年五月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 みやぎハイパーウェブ通信機器等貸借・保守業務一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 震災復興・企画部情報システム課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十五年四月十二日

四 落札者の名称及び所在地 NTTファイナンス株式会社東北支店 仙台市青葉区国分町三丁目一番二号

五 落札金額 一億二千五百四十四万九千五百円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
七 入札の公告を行った日 平成二十五年三月一日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十五年五月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 みやぎハイパーウェブ通信機器等設定・設置及び保守監視業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 震災復興・企画部情報システム課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十五年四月十二日

四 落札者の名称及び所在地 東日本電信電話株式会社宮城支店 仙台市若林区五橋三丁目二番一号
五 落札金額 一億九百九十九万八千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十五年三月一日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成二十五年五月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 災害廃棄物処理（仙台市処理）業務委託一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 環境生活部震災廃棄物対策課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成二十五年三月二十七日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 仙台市 仙台市青葉区国分町三丁目七番一号
五 契約金額 一トン当たり一万八千六百二十六円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の二第一項第二号該当

選挙管理委員会

○宮選管告示第五十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

平成二十五年五月十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) 政党の支部

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
---------	--------	----------	------------	--------------------------	-------

自由民主党宮城県塩釜市第一支部	佐藤 光樹	川島 善彦	塩竈市海岸通一〇一三		平成二十五年四月三十日
-----------------	-------	-------	------------	--	-------------

自由民主党宮城県仙台市泉区第二支部	斎藤 範夫	庄司 武志	仙台市泉区泉中央三二二七一一〇		平成二十五年四月二十四日
-------------------	-------	-------	-----------------	--	--------------

自由民主党宮城県仙台市太白区第二支部	佐々木幸士	伊藤 敏之	仙台市太白区長町六一一五一一五		平成二十五年四月十八日
--------------------	-------	-------	-----------------	--	-------------

みんなの党宮城県支部	林 宙紀	吉野 太一	仙台市宮城野区榴岡四一六一三一		平成二十五年四月二十五日
------------	------	-------	-----------------	--	--------------

(ロ) 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
---------	--------	----------	------------	-------	--------------------------	-------

日本維新の会衆議院宮城県第4選挙区支部	島山 昌樹	島山 典人	多賀城市桜木三三三	衆議院議員		平成二十五年四月二十五日
---------------------	-------	-------	-----------	-------	--	--------------

(二) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
---------	--------	----------	------------	-------

青木まりえ後援会	加藤 修三	田代 方政	石巻市中央二一七一三八	平成二十五年三月二十一日
----------	-------	-------	-------------	--------------

オアシスの会	竹澤 顕治	田代 方政	石巻市中央二一七一三八	平成二十五年三月二十一日
--------	-------	-------	-------------	--------------

川嶋保美栗原連合後援会	佐藤 昭	菅原 正晃	栗原市若柳川南南大通一四一七	平成二十五年四月二十六日
-------------	------	-------	----------------	--------------

栗原つばさの会	菊地多計子	佐々木ゆき子	栗原市若柳川南南大通一四一七	平成二十五年四月二十六日
---------	-------	--------	----------------	--------------

桜井やすし後援会	高橋 辰郎	櫻井 邦雄	宮城県松島町高城字元釜家一七一	平成二十五年四月二日
----------	-------	-------	-----------------	------------

3.11復興加速同志会、あべ吉治後援会	鈴木 武	伊藤 格	石巻市南光町一四一六	平成二十五年三月二十一日
---------------------	------	------	------------	--------------

丹野きよし後援会	高砂 光延	丹野 優	石巻市渡波町二一〇一二	平成二十五年三月二十八日
----------	-------	------	-------------	--------------

本郷一浩後援会	菊地 善治	本郷 勝美	名取市愛島北目字柳沢五六	平成二十五年四月二十二日
---------	-------	-------	--------------	--------------

(ロ) 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日
---------	--------	----------	------------	-------	-------

なかよしの党早坂きくみ後援会	早坂きくみ	早坂きくみ	加美郡色麻町大字小原九一	参議院議員	平成二十五年四月八日
----------------	-------	-------	--------------	-------	------------

(ハ) 法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日
---------	--------	----------	------------	-------	-------

なかよしの党早坂きくみ後援会	早坂きくみ	早坂きくみ	加美郡色麻町大字小原九一	参議院議員	平成二十五年四月八日
----------------	-------	-------	--------------	-------	------------

○宮選管告示第五十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十五年五月十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	届出年月日
---------	------	-------

社会民主党宮城県連合	代表者 岩淵 義教	菅野 哲雄	平成二十五年四月一日
------------	-----------	-------	------------

社会民主党仙台支部連合	代表者 本多祐一朗	八島 幸三	平成二十五年四月二十五日
-------------	-----------	-------	--------------

社会民主党仙台支部連合	代表者 本多祐一朗	八島 幸三	平成二十五年四月二十五日
-------------	-----------	-------	--------------

社会民主党仙台支部連合	代表者 本多祐一朗	八島 幸三	平成二十五年四月二十五日
-------------	-----------	-------	--------------

自由民主党気仙沼市支部	主たる事務所の所在地	気仙沼市八日町一〇一四	平成二十五年三月二十九日	猪股俊一後援会	主たる事務所の所在地	加美郡加美町宮崎字屋敷四一四二一	加美郡加美町宮崎字屋敷四一四二一	平成二十五年三月二十九日
自由民主党多賀城市支部	主たる事務所の所在地	多賀城市八幡二一四	平成二十五年四月三十日	岩淵正宏後援会	代表者	及川 徳朗	小野寺和彦	平成二十五年三月十二日
自由民主党宮城県支部連合会	代表者	伊藤信太郎	平成二十五年四月一日	遠藤いく子後援会	会計責任者	小原 勝	佐々木礼子	平成二十五年二月十五日
自由民主党宮城県宅建支部	代表者	伊藤昭太郎	平成二十五年三月二十五日	幸福実現党宮城北後援会	会計責任者	松島 崇	菊地 芳勝	平成二十五年三月八日
民主党宮城県第2区総支部	主たる事務所の所在地	仙台市青葉区本町三一六一五	平成二十五年四月五日	斎藤やすのりの会	主たる事務所の所在地	仙台市宮城野区福室一六一五二	仙台市泉区泉中央二一六一三	平成二十五年三月二十六日
民主党宮城県第2区総支部	主たる事務所の所在地	仙台市泉区泉中央二一六一二	平成二十五年四月五日	佐藤博後援会	代表者	野村 富夫	半田広太郎	平成二十五年四月一日
民主党宮城県第2区総支部	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成二十五年四月二十三日	仙台歯科医師連盟	代表者	酒井 信	長田 純一	平成二十五年四月四日
みんなの党参議院比例第28支部	政治団体の名称	みんなの党参議院比例第28支部	平成二十五年四月十日	仙台市議会議員柿沼とぶくりを推進する会	代表者	柿沼 敏万	青木美治栄	平成二十五年四月一日
みんなの党宮城県議会第4支部	公職の種類	参議院議員	平成二十五年四月十六日	寺沢まさし後援会	代表者	星 光一	郷内 文雄	平成二十五年四月三十日
(二) その他の政治団体	政治団体の名称	異動事項	届出年月日	日本共産党すげの直子後援会	代表者	小原 勝	佐々木礼子	平成二十五年二月十五日
浅野俊彦を励ます会	代表者	水原 保美	平成二十五年四月八日	日本共産党船山由美後援会	主たる事務所の所在地	仙台市太白区長町三一九一三	仙台市太白区長町一五一一三	平成二十五年二月十五日
熱海しげのりと市政を考える会	主たる事務所の所在地	東松島市矢本字裏町四九一三	平成二十五年三月十五日	日本共産党横田有史後援会	主たる事務所の所在地	仙台市太白区長町三一九一三	仙台市太白区長町一五一一三	平成二十五年二月十五日
安部たかし後援会	代表者	林 裕志	平成二十五年四月五日	半沢敏美後援会	代表者	水戸登美男	高木 昭雄	平成二十五年四月一日
あべひでお後援会	代表者	齋藤 稔男	平成二十五年三月二十七日	松川恵一後援会	代表者	伊東 孝浩	松川 恵一	平成二十五年三月二十五日
石巻福祉環境政策研究会	代表者	中村 吉治	平成二十五年三月二十八日	松川恵一支援の会	代表者	伊東 孝浩	松川 恵一	平成二十五年三月二十五日
	会計責任者	中野 秋雄		三浦すすむ後援会	主たる事務所の所在地	加美郡加美町字大門二三四一三	加美郡加美町字大門一〇四一二	平成二十五年四月四日
	代表者	藤島 慎						

みやぎ政経懇話会
 主たる事務 仙台市青葉区堤通南 平成二十五年
 所の所在地 宮町四一三四 四月五日
 宮町三一八
 会計責任者 中村 吉治
 の氏名 高橋 文弥 平成二十五年
 三月二十八日

○宮選管告示第五十三号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治
 団体が解散した旨届出があった。
 平成二十五年五月十七日

宮城県選挙管理委員会

(一) 政党の支部
 委員長 菊 地 光 輝

政治団体の名称 代表者の氏名 解散年月日
 社会民主党宮城県第2区支部連合 本多祐一朗 平成二十五年四月六日
 みんなの党宮城県議会第4支部 菊地 幸郎 平成二十五年三月三十一日

(二) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）
 政治団体の名称 代表者の氏名 解散年月日

あべ吉治後援会 鈴木 武 平成二十五年三月二十日
 伊藤康志岩出山後援会 遠藤 悟 平成二十五年四月一日
 及川圭助後援会 鈴木 信男 平成二十四年十一月二十日
 太田博後援会 太田 博 平成二十五年三月二十五日
 おばた公雄後援会 中村 吉寿 平成二十五年三月三十一日
 川嶋保美栗原連合後援会 佐藤 昭 平成二十五年四月二日
 菊地ゆきお後援会 菊地 幸郎 平成二十五年三月三十一日
 栗原つばさの会 菊地多計子 平成二十五年四月二日
 西條多美子後援会 西條多美子 平成二十五年三月二十五日
 斉藤たつお後援会 山家 憲一 平成二十五年三月三十一日
 佐藤千賀子後援会 山内 繁喜 平成二十一年六月三十日
 仙台市議会議員柿沼としかずと鹿野地区の町づくりを
 推進する会 柿沼 敏万 平成二十五年四月一日
 丹野清後援会 丹野 清 平成二十五年三月二十八日
 本郷一浩後援会 檀崎 秀夫 平成二十五年三月三十一日
 松川恵一後援会 伊東 孝浩 平成二十五年三月二十五日

松川恵一支援の会 伊東 孝浩 平成二十五年三月二十五日
 八木しげつぐ後援会 川村 春一 平成二十五年三月八日
 ○宮選管告示第五十四号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平
 成二十一年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のと
 おり公表する。
 平成二十五年五月十七日

宮城県選挙管理委員会

(資金管理団体)
 政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）
 委員長 菊 地 光 輝

丹野清後援会
 資金管理団体の届出をした者の氏名 丹野 清
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 石巻市議会議員
 報告年月日 25. 3. 28 (25. 3. 28解散)

1 収入総額 0
 2 支出総額 0
 (その他の政治団体)
 佐藤千賀子後援会
 報告年月日 25. 4. 2 (21. 6. 30解散)

1 収入総額 0
 2 支出総額 0
 ○宮選管告示第五十五号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平
 成二十二年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のと
 おり公表する。
 平成二十五年五月十七日

宮城県選挙管理委員会

(資金管理団体)
 政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）
 委員長 菊 地 光 輝

<p>丹野清後援会 资金管理団体の届出をした者の氏名 丹野 清 资金管理団体の届出に係る公職の種類 石巻市議会議員 報告年月日 25. 3. 28 (25. 3. 28解散)</p> <p>1 収入総額 0 2 支出総額 0</p> <p>(その他の政治団体) あべ吉治後援会 報告年月日 25. 3. 21 (25. 3. 20解散)</p> <p>1 収入総額 0 2 支出総額 0</p> <p>○宮城県知事選挙 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十三年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。 平成二十五年五月十七日 宮城県選挙管理委員会 委員長 柴 地 光 輝</p> <p>政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)</p> <p>(资金管理団体) 西條多美子後援会 资金管理団体の届出をした者の氏名 西條多美子 资金管理団体の届出に係る公職の種類 登米市議会議員 報告年月日 25. 3. 26 (25. 3. 25解散)</p> <p>1 収入総額 0 2 支出総額 0</p> <p>丹野清後援会 资金管理団体の届出をした者の氏名 丹野 清 资金管理団体の届出に係る公職の種類 石巻市議会議員 報告年月日 25. 3. 28 (25. 3. 28解散)</p> <p>1 収入総額 0</p>	
	<p>2 支出総額 0 (その他の政治団体) あべ吉治後援会 報告年月日 25. 3. 21 (25. 3. 20解散)</p> <p>1 収入総額 0 2 支出総額 0</p> <p>伊藤康志岩出山後援会 報告年月日 25. 4. 2 (25. 4. 1解散)</p> <p>1 収入総額 18116 前年繰越額 2 支出総額 18116 0</p> <p>おばた公雄後援会 報告年月日 25. 3. 28 (25. 3. 31解散)</p> <p>1 収入総額 0 2 支出総額 0</p> <p>川嶋保美栗原連合後援会 報告年月日 25. 4. 26 (25. 4. 2解散)</p> <p>1 収入総額 23839 前年繰越額 2 支出総額 23839 0</p> <p>菊地ゆきお後援会 報告年月日 25. 3. 22 (25. 3. 31解散)</p> <p>1 収入総額 0 2 支出総額 0</p> <p>栗原つばさの会 報告年月日 25. 4. 26 (25. 4. 2解散)</p> <p>1 収入総額 0 2 支出総額 0</p> <p>本郷一浩後援会 報告年月日 25. 4. 12 (25. 3. 31解散)</p> <p>1 収入総額 13875</p>

<p>前年繰越額 375</p> <p>本年収入額 13,500</p> <p>2 支出総額 13,534</p> <p>3 本年収入の内訳 (45人) 13,500</p> <p>個人の党費・会費</p> <p>4 支出の内訳 13,534</p> <p>政治活動費 13,534</p> <p>組織活動費</p> <p>○宮城県選挙区第五十七号 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十四年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。</p> <p>平成二十五年五月十七日</p> <p>宮城県選挙管理委員会 委員長 榑 地 光 輝</p> <p>政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）</p> <p>(政党の支部) 社会民主党宮城県第二区支部連合 報告年月日 25. 3. 25 (25. 4. 6解散)</p> <p>1 収入総額 588,541</p> <p>前年繰越額 139,041</p> <p>本年収入額 449,500</p> <p>2 支出総額 548,230</p> <p>3 本年収入の内訳 449,500</p> <p>本部又は支部から供与された交付金に係る収入 449,500</p> <p>社会民主党宮城県連合</p> <p>4 支出の内訳 449,500</p> <p>経常経費 332,100</p> <p>光熱水費 42,500</p> <p>備品・消耗品費 55,600</p> <p>事務所費 234,000</p>	<p>政治活動費 216,130</p> <p>組織活動費 174,330</p> <p>調査研究費 41,800</p> <p>みんなの宮城県県議会第4支部</p> <p>報告年月日 25. 3. 25 (25. 3. 31解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>(資金管理団体)</p> <p>大田博後援会</p> <p>資金管理団体の届出をした者の氏名 大田 博</p> <p>資金管理団体の届出に係る公職の種類 追町議会議員</p> <p>報告年月日 25. 2. 27 (25. 3. 25解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>西條多美子後援会</p> <p>資金管理団体の届出をした者の氏名 西條多美子</p> <p>資金管理団体の届出に係る公職の種類 登米市議会議員</p> <p>報告年月日 25. 3. 26 (25. 3. 25解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>丹野清後援会</p> <p>資金管理団体の届出をした者の氏名 丹野 清</p> <p>資金管理団体の届出に係る公職の種類 石巻市議会議員</p> <p>報告年月日 25. 3. 28 (25. 3. 28解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>松川恵一支援の会</p> <p>資金管理団体の届出をした者の氏名 松川 恵一</p> <p>資金管理団体の届出に係る公職の種類 石巻市議会議員</p> <p>報告年月日 25. 3. 25 (25. 3. 25解散)</p> <p>1 収入総額 0</p>
--	---

2 支出総額 (その他の政治団体) あべ吉治後援会 報告年月日 25. 3. 21 (25. 3. 20解散)	0	5 備品・消耗品費 事務所費 59,165
1 収入総額	0	(個人分)
2 支出総額	0	川嶋 保美 川嶋 祐子 1,500,000 栗原市 1,000,000 栗原市
伊藤康志岩出山後援会 報告年月日 25. 4. 2 (25. 4. 1解散)		菊地ゆきお後援会 報告年月日 25. 3. 22 (25. 3. 31解散)
1 収入総額	18,116	1 収入総額
2 支出総額	18,116	2 支出総額
及川圭助後援会 報告年月日 25. 4. 8 (24. 11. 20解散)	0	栗原つばさの会 報告年月日 25. 4. 26 (25. 4. 2解散)
1 収入総額	0	1 収入総額
2 支出総額	0	2 支出総額
おばた公雄後援会 報告年月日 25. 3. 28 (25. 3. 31解散)		斉藤たつお後援会 報告年月日 25. 2. 26 (25. 3. 31解散)
1 収入総額	0	1 収入総額
2 支出総額	0	2 支出総額
川嶋保美栗原連合後援会 報告年月日 25. 4. 26 (25. 4. 2解散)		3 支出の内訳
1 収入総額	2,523,839	政治活動費 334,683
2 支出総額	23,839	組織活動費 334,683
3 本年収入の内訳	2,500,000	仙台市議会議員柿沼としかずと鹿野地区の町づくりを推進する会 報告年月日 25. 4. 1 (25. 4. 1解散)
4 支出の内訳	2,495,602	1 収入総額
経常経費	2,495,602	2 支出総額
人件費	2,260,000	3 支出の内訳
		経常経費 18,000
		備品・消耗品費 18,000
		本郷一浩後援会

<p>報告年月日 25. 4. 12 (25. 3. 31解散)</p> <p>1 収入総額 341 前年繰越額 341</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>松川恵一後援会</p> <p>報告年月日 25. 3. 25 (25. 3. 25解散)</p> <p>1 収入総額 139,006 前年繰越額 139,006</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>八木しげつぐ後援会</p> <p>報告年月日 25. 3. 8 (25. 3. 8解散)</p> <p>1 収入総額 17,488 前年繰越額 17,488</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>○国議選出長編五十八号</p> <p>政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十五年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。</p> <p>平成二十五年五月十七日</p> <p style="text-align: center;">宮城県選挙管理委員会 委員 塚 地 光 輝</p> <p style="text-align: center;">政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)</p> <p>(政党の支部)</p> <p>社会民主党宮城県第2区支部連合</p> <p>報告年月日 25. 4. 25 (25. 4. 6解散)</p> <p>1 収入総額 40,311 前年繰越額 40,311</p> <p>2 支出総額 40,311</p> <p>3 支出の内訳</p> <p>政治活動費 40,311</p> <p>組織活動費 40,311</p>	<p>みんなの党宮城県議会第4支部</p> <p>報告年月日 25. 4. 16 (25. 3. 31解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>(資金管理団体)</p> <p>大田博後援会</p> <p>資金管理団体の届出をした者の氏名 大田 博</p> <p>資金管理団体の届出に係る公職の種類 道庁議会議員</p> <p>報告年月日 25. 3. 27 (25. 3. 25解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>西條多美子後援会</p> <p>資金管理団体の届出をした者の氏名 西條多美子</p> <p>資金管理団体の届出に係る公職の種類 登米市議会議員</p> <p>報告年月日 25. 3. 26 (25. 3. 25解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>丹野清後援会</p> <p>資金管理団体の届出をした者の氏名 丹野 清</p> <p>資金管理団体の届出に係る公職の種類 石巻市議会議員</p> <p>報告年月日 25. 3. 28 (25. 3. 28解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>松川恵一支援の会</p> <p>資金管理団体の届出をした者の氏名 松川 恵一</p> <p>資金管理団体の届出に係る公職の種類 石巻市議会議員</p> <p>報告年月日 25. 3. 25 (25. 3. 25解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>(その他の政治団体)</p> <p>あべ吉治後援会</p>
---	--

平成二十五年五月十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

資金管理団体の届出事項の異動した者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名	異動事項	新	旧
----------------------	-------	----------	------	---	---

三浦 進	加美町議会議員	三浦すすむ後援会	主たる事務所の所在地	加美郡加美町大門二三四一三	加美郡加美町字大門一〇四一二
------	---------	----------	------------	---------------	----------------

○宮選管告示第六十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨届出があった。

平成二十五年五月十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) 法第十九条第三項第二号による届出

資金管理団体の指定の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
太田 博	迫町議会議員	太田博後援会	登米郡迫町佐沼字末広二	太田 博	平成二十五年三月二十七日
西條多美子	登米市議会議員	西條多美子後援会	登米市津山町横山字青木八六	西條多美子	平成二十五年三月二十六日
丹野 清	石巻市議会議員	丹野清後援会	石巻市渡波町二一〇一二	丹野 清	平成二十五年三月二十八日
届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	資金管理団体でなくなつた旨の届出年月日
伊東 孝浩	石巻市議会議員	松川恵一支援の会	石巻市大門町二一四一	松川 恵一	平成二十五年三月二十五日